

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 5 月 13 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20600011

研究課題名 (和文) 大学組織編成に関する米・豪・独の比較法的公法学的研究

研究課題名 (英文) Comparative public law of University Governance among U. S. A, Australia and Germany

研究代表者

中富 公一 (NAKATOMI KOUICHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：90164227

研究成果の概要 (和文)：2004 年国立大学は国立大学法人に移行した。この意義を解明するために、日本、アメリカ合衆国、オーストラリア、ドイツの大学組織編成に関する比較公法的検討を行った。日本における大学編成原理の新旧を比較するための概念として「大学の自主・自律」、「大学の社会化」、「学長の役割」、「教授会自治」の四つの概念を抽出し、これらを軸に、日米の大学編成原理の比較を行った。また豪、独の大学理事会の編成、権限と学問の自由との関係を調査した。

研究成果の概要 (英文)： In Japan, National Universities are changed to National University Corporations at 2004. What does the change bring? I studied about comparative public law of University Governance among U.S.A, Australia and Germany. I conceived the change in Japan by four concepts, i.e. Autonomy of University, Objects of University, Authority of the President in University and Academic Freedom. By these concepts I compared University Governance between Japan and U.S.A. And I inquired these concepts in public law in Australia and Germany.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：憲法

科研費の分科・細目：9023

キーワード：憲法，大学の自治，学問の自由，国立大学法人，大学の自主・自立，大学の社会化，学長の役割，学長選考

1. 研究開始当初の背景

2003年、国立大学法人法が制定され、翌年より国立大学は国立大学法人に移行した。また、2006年、教育基本法が改正され、第7条に大学に関する規定が新設された。教育基本法で採用された用語を、大学の自治に関する従来の言説と比較すると、「社会の発展に寄与」「自主性、自律性」という言葉が目新しい。

「大学の自主・自律」をキーワードにして、それ以前にも進められてきた大学制度の弾力化が、大学法人化以降、さらに急速に進みつつあるように思われる。また、「社会貢献」が教員評価の一つに加えられるなど、大学を「社会」に開かれたものにするというのが、今ひとつの大きな流れである(大学の社会化)。

他方で、学長選考の方式も変更され、混乱が見られる大学も生じていた。

2. 研究の目的

(1) こうした状況のなかで、国立大学の法人化にともなう「大学の自治」の変容について、日本の新旧制度の比較を行うことを目的とした。

(2) また、大学改革のモデルとなったアメリカの大学につき、どのように組織を編成しているのかを検討し、日本との異同を明らかにすることを目的とした。

(3) 大学改革は世界中で、アメリカの大学をモデルにしながら取り組まれている。そこで、本研究では、オーストラリアやドイツが、どのような形で大学改革を進めようとしているかを検討し、日本における大学改革の普遍性と特殊性を明らかにすることを目的とした。

(4) 最後に、学長選考で混乱をきたし、裁判が始まった大学の事例につき、事案を明らか

かにしつつ、憲法論の立場から、その紛争解決のための理論を提供することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 国立大学改革の新旧比較のために、「大学」(=集団)と「大学教員」(=個人)の緊張関係を基本において、「大学の自主・自律」と「大学の課題」そして「学長の役割」の変化を中心に据えて、大学の自治がどのように再構築されようとしているかについて分析した。その際、法律はもちろん、国会における議論、各種答申そして憲法理論を検討し、またインタビュー等も行った。

(2) アメリカとの比較においても、「大学の自主・自律」、「大学の社会化」、「学長の役割」、そして「教授会自治」や「大学教員の自由」を中心概念とし、アメリカの大学・学問の自由の歴史、大学制度研究、憲法学の論文を検討し、さらにカルフォルニア大学バークレー校においてインタビューを行うとともに、UCLAにおいても大学規定等を調査した。

(3) オーストラリアやドイツの改革を検討する場合にも、先の四つの概念に注目しながら、大学改革を方向付けた諸法律を調査し、また文献、判例等を収集した。

(4) 日本の大学で、学長選考において混乱が生じた大学について、大学規定を収集すると同時に、インタビューも行った。また、裁判になった事例においては、判例分析も行った。

4. 研究成果

今回の研究によって以下のことが明らかとなった。

(1) 世界中で、少なくとも、オーストラ

リア、ドイツにおいても大学改革が取り組まれていること。各国のグローバル戦略の中心に大学が据えられていること。

(2) その際、モデルとされているのはアメリカの大学であること。特に、アメリカの大学が研究面で実績を挙げているほか、アメリカの高等教育がもつ多様性と柔軟性も注目されていること。

(3) 日本では、アメリカの大学は学長が強力であると見なされ、学長に権限を集中してトップ・ダウンを行うべきとの意見が強いが、アメリカの大学の組織編成はそれほど単純ではないこと。

(4) 日本の大学改革においては、大学の主権者は誰かということについて曖昧なまま推移し、経営的観点からのみ学長の権限強化が唱えられていること。しかし学長の正当性が曖昧であれば、強力なリーダーシップは期待できないこと。

(5) アメリカの州立大学の自主・自立は、政治権力（議会、州知事、州民）の任命する理事会に、大学に関する全ての権限が握られることにより実現していること。すなわちアメリカの大学の主権者は、最終的には州民であること。

(6) 法的には全能の理事会であるが、その管理権を、実質的には、理事会、執行部〔学長や管理職〕、教授団（faculty）の間に分散させ、その均衡をはかる制度が発達していること。

(7) この全能の理事会に抗しながら、アカデミック・フリーダムが発展してきたこと。

(8) 大学は、政府に対しては、理事会の全能性によって大学の自主・自立を確立していること、各教授は、アカデミック・フリーダムによって学問の自由を保障されていること。他方、理事会は、大学の大きな

方針について、決定権を有し行使していること。

(9) オーストラリアは、アメリカの大学をモデルとしながら、大学を統括する理事会の編成については、構成員自治とアメリカ方式の折衷方式を採用したこと。理事会の権限についても、アメリカの大学理事会が有する権限を配分した後に残る理事会権限を、法律に規定していること。

(10) ドイツにおいてもアメリカ型統治方式が採用され始めていること。他方、学問の自由は、憲法および憲法裁判所の判決により、しっかりと確保されていること。

オーストラリア、ドイツに関する研究は、まだ資料を収集した段階に留まっており、この研究がされに進むならば、両国がアメリカ方式をその国のやり方で自分のものにしていく方式が明らかになり、日本が大学編成に関して参考にすることができるモデルも提示できると思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

① 中富公一，「国立大学法人化と大学自治の再構築—日米の比較法的検討を通して—」立命館法学，第 333・334 号（2010 年第 5・6 号）1035-1063 頁

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-56/nakatomi.pdf>

② 中富公一，「国立大学法人化と大学の自治」人権 21・調査と研究 2010 年 12 月号 No.209, 11-17 頁

③ 中富公一「国立大学法人による学長選考と文部科学大臣の学長任命権—高知大学学長任命処分取消訴訟を素材として—」岡山大学法学会雑誌第 60 巻第 1 号，2010 年 8 月，35-76 頁

④ 中富公一 「『大学改革』と憲法原理」法律時報増刊・民科法律部会編『改憲・改革と法』2008・4月，206-212頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中富 公一 (NAKATOMI KOUICHI)
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授
研究者番号：90164227

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし